

答 申 書
(答申第9号)

平成10年12月7日

1 審査会の結論

「旧土人共有財産台帳」を一部開示したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、昭和10年度、12～14年度、16年度及び19年度分の旧土人共有財産台帳（以下「財産台帳」という。）のうちの厚岸町分並びに昭和53年度～平成9年度分の北海道旧土人共有財産管理状況明細書（厚岸町分を抜粋したもの。以下「明細書」という。）であり、財産台帳には、個人の氏名、土地賃貸料、利子収入、救療費、勸業費、地租税等の情報が記録されている。

本件公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に当たり、北海道知事（以下「実施機関」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして非開示とした情報は、本件公文書のうちの財産台帳に記録されている個人の氏名（以下「本件氏名」という。）に関する部分であり、本件異議申立ては、本件処分の取り消しを求めるといふものであるから、本件氏名が1号情報に該当するとして処分の妥当性について判断することとする。

(2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報を非開示情報として定めている。

また、ここでいう「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得」は、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報について例示したものであり、これらについては、通常他人に知られたいと認められる情報であるから、開示すべき特別の事情がない限り1号情報に該当するものと解する。

イ 財産台帳は、アイヌの共有財産に関するものであるから、本件氏名を開示すると、本件氏名から識別される特定の個人がアイヌ又はアイヌに関係する人であることが明らかになる。アイヌの人たちへの差別意識がなくなったとはいえない状況からすれば、アイヌ又はアイヌに関係しているということは、通常他人に知られたいと認められる情報に該当するものと判断する。

また、本件公文書のうちの財産台帳には、本件氏名のほか、土地賃貸料、利子収入

等の個人の財産に関する情報が記録されており、本件処分においては、本件氏名を除く部分については開示されていることから、本件氏名を開示すると、特定の個人の財産の状況が明らかになるものであり、これを開示すべき特別の事情があるとは認められない。

ウ この点に関して、異議申立人は、本人が旧土人共有財産の共有者の一人であり、共有者全員の氏名を承知していることから、本件処分において1号情報該当を理由に本件氏名を非開示としたことは無意味である旨主張する。

しかしながら、条例に規定する非開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求者のいかに問わず、また、開示請求の目的を問わず行うものであり、本件氏名は広く公にされているものではないから、異議申立人が共有者全員の氏名を承知していることのみをもって本件氏名が1号情報に該当しないとはいえないものである。

エ 以上のとおり、本件氏名に関する情報は、個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められる情報であることから、1号情報に該当するものと判断する。

(3) 本件公文書の特定に係る異議申立人の主張について

ところで、異議申立人は、開示を受けた財産台帳の写しの中に「昭和22年度」と読み取れる明細書があることから、昭和10年度、12～14年度、16年度及び19年度分のほかにも財産台帳が存在する旨主張する。

確かに、異議申立人に開示した財産台帳の写しのうち、昭和19年度分の中に「昭和22年度」と読み取れる文字が記録されているが、当審査会において確認したところ、現に実施機関が管理している財産台帳については、昭和10年度、12～14年度、16年度及び19年度分のみであり、昭和22年度の財産台帳は存在しないことから、異議申立人の主張には理由がないものである。

なお、昭和19年度の財産台帳には、余白部分に昭和20年度以降の明細が記録されているものがあり、たとえば、厚岸町分の余白には昭和20年度分の明細が、また、厚岸町分の直前に綴られている室蘭市分の余白には昭和20年度から昭和22年度までの分の明細が記録されている。このことから、昭和19年度の財産台帳の厚岸町分の写しに「昭和22年度」と読み取れる文字が記録された理由については、当該写しを作成するとき以前のページに記録されている室蘭市分の「昭和22年度」という部分が透けて写ったことによるものと考えられる。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年9月18日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出

平成10年9月30日	○ 異議申立人に実施機関の理由説明書を送付
平成10年11月4日 (第6回審査会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成10年12月1日 (第7回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年12月7日	○ 答申